

## はじめに

犯罪の被害に遭わずに、安全で安心して暮らせる社会は、私たちすべての県民の願いであるとともに、県民生活の基盤となるものです。

県では、この実現に向けて、平成19年4月に、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」を施行するとともに、平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間とする「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画(第1次)」を策定し、関係機関や団体などと連携しながら、様々な施策に取り組んでまいりました。



この間、刑法犯の発生件数が年々減少するなど、県内の治安情勢は着実に改善しつつあります。しかしながら、子どもや高齢者が被害者となる事件や、県民の皆様の身近なところで発生する犯罪が後を絶たない状況にあります。

また、少子高齢化や過疎化が進む中での防犯活動の担い手の確保や、南海地震が起きた際の防犯対策など、新たに取り組むべき課題も出てきています。

こうしたことから、このたび、平成24年度からの新たな5年計画として、県民と本県を訪れる人すべてが安全で安心して暮らし、滞在できる高知県をめざす、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画(第2次)」を策定しました。

今後、この計画の取組を着実に実行してまいります。その際には、県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る。地域の安全は地域が守る。」という意識を持ち、また県民や事業者などの自主的な活動をさらに活発に展開していただくなど、県民の皆様や事業者の方々などのご協力が不可欠であります。

そのため、行政をはじめ、県民、事業者、地域活動団体が相互に連携し、協力し合いながら、絆で結ばれた安全で安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきますよう申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「高知県安全安心まちづくり検討会」の委員の皆様をはじめ、関係機関、団体の皆様に対して、深く感謝を申し上げます。

平成24年3月

高知県知事 尾崎 正直